

「指定通所介護」

デイサービスよつ葉
重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています

(群馬県指定 第1070301955号)

利用者： 様

事業者： デイサービスよつ葉

1事業所の概要

事業者

法人名	株式会社 マツシマ キヨシ
代表者名	代表取締役 松島 清
事業所の種類	指定通所介護事業所
開設年月日	平成22年5月1日

事業所

名称	デイサービス よつ葉
所在地	群馬県桐生市本町三丁目二番三十二号
電話番号	0277-46-7888
管理者	松島 清
サービス提供実施地域	桐生市・みどり市・太田市・足利市・伊勢崎市
利用定員	1日 25名

群馬県介護サービス情報公表センターでも情報は開示しております。

2、当事業所の運営方針

- ① 可能な限り利用者の居宅において、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行います。
- ② 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。また他の施設・支援事業者等との連携に努めます。
- ③ 利用者の意思に基づいた契約であることを確保するため、利用者やその家族は、居宅サービス事業者について複数の紹介を求めることができ、また、当該居宅サービス事業者を居宅サービス計画に位置付けた理由を求めることが可能です。
- ④ 円滑な医療機関との連携に努めるにあたり、利用者の同意を得て主治医の意見を求める、と共に、医師に対し作成した居宅サービス計画を交付します。また、介護支援専門員が把握した利用者の状況について、主治医等に必要な情報伝達を行います。
- ⑤ 居宅介護支援を行うに当たって、介護保険等関連情報等を活用し、その事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めます。

3、職員の配置状況

当事業所ではご利用者様に対して通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種職員を配置しています。

職種	職員数
1、管理者「生活相談員兼務」	3名
2、看護職員	4名
3、機能訓練職員	2名

4、生活相談員「管理者兼務」	3名
5、介護職員	7名
6、管理栄養士	1名

4、営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日
営業時間	9:00～18:00
休業日	木曜日・12/31～1/3

5、サービス内容と利用料金

サービスの概要

(1) 利用できる方

- 要介護認定を受けようとする方
- 要介護状態(要介護1～5)(常に介護を必要とする寝たきり、認知症状態の人)

(2) サービスの内容

事業者は、利用者に対し担当介護支援専門員を任命し、以下のサービスを提供します。

- ① 居宅サービス計画の作成
- ② 居宅サービス事業者との連絡・調整
- ③ サービス実施状況の評価
- ④ 利用者状態の把握
- ⑤ 給付管理
- ⑥ 要介護認定申請に対する協力・援助
- ⑦ 相談業務

7:00 8:40 12:00 14:00 17:00

お迎え	バイタルチェック 入浴	昼食 服薬管理	行事 余暇活動	お送り
-----	----------------	------------	------------	-----

<送迎サービス>

ご利用者・ご家族の希望に応じて送迎致します。

送迎予定時間

迎え 午前 7:00～9:00 の間

送り 午後 4:15～5:00 の間

<バイタルチェック>

体温・脈拍・血圧の測定。

健康状態の把握・相談。

<入浴>

一人ずつ、介助者援助のもと、ゆっくりと入浴して頂きます。
 入浴の際、全身状態の把握も行います。
 また、状況に応じ、入浴不可の方には全身清拭・足浴等を実施いたします。

<食事>

個々の嗜好・形態に合わせ、提供致します。

<服薬管理>

常備薬等のある方はご希望により内服薬投与介助を致します。

<排泄>

身体状況に応じて、援助・介助致します。

<フットケア・ハンドケア(トリートメントケア)>

ご希望により、足や手のケアを行います。

サービス内容の報告

送迎時報告・電話報告・文書報告・連絡帳報告などでサービス内容の提供報告や状態報告を行います。

6 利用料金

※ 金額は請求金額の1割または2割または3割で利用者の負担額です。

サービス提供時間 8:00～16:30 【通所介護 基本料金】

※利用者負担額が1割の場合

通常規模型通所介護費 (1回あたり)	3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満
要介護 1	370 円	388 円	570 円	584 円	658 円
要介護 2	423 円	444 円	673 円	689 円	777 円
要介護 3	479 円	502 円	777 円	796 円	900 円
要介護 4	533 円	560 円	880 円	901 円	1,023 円
要介護 5	588 円	617 円	984 円	1,008 円	1,148 円

【通所介護 加算料金】 ※利用者負担額が1割の場合

加算の種類	料金	備考
入浴介助加算 (I)	40 円/日	
個別機能訓練加算 (I) イ	56 円/日	
科学的介護推進体制加算	40 円/月	
介護職員等処遇改善加算 (I)	1月の介護保険サービス料金総額の 9.2%	

【介護保険外サービス料金】

サービス項目	料金	備考
食費	500 円／回	おやつ代含む(食べなくても)
紙オムツ	200 円／枚	事業所備品を利用した場合の料金
尿とりパット	100 円／枚	
リハビリパンツ	100 円／枚	
その他 (利用者希望による日常生活費等)	実費	

○加算・減算

※デイサービス よつ葉にて算定中の加算

(注) 料金は1か月の合計単位数で計算しますので、若干の上下があります。

<要介護の方> 施設利用料＝基本料＋入浴加算(I)費＋個別機能訓練加算(I)＋科学的介護推進体制加算

(I)イ費＋介護職員処遇改善加算(ii)費

※ 支払方法

原則としてデイサービスの利用料・昼食代・その他介護保険給付対象の項目については振り込みまたは現金にてお支払い下さい。

振込先	桐生信用金庫	本町支店
	普通	1 1 6 4 0 2 4
	株式会社	マツシマキヨシ

入金確認後、領収証を発行します。

7 虐待防止

虐待の防止について事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	松島 清 (管理者)
-------------	------------

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

8.事故発生時の対応

○ サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町、関係医療機関への連絡

を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し 賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

7. 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

9. 秘密の保持

事業者及び従業者は、個人情報の使用に係る同意書にある内容に基づき、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。

退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

10 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に行います。

11 業務継続計画の策定等について

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を 策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。

定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1、非常災害対策

非常災害に備えて、消防計画・風水害・地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年1回定期的に非難・救出その他必要な訓練を行います。

2、緊急時の対応

当事業所は通所介護サービス実施中に利用者の病状の急変やその他の緊急事態が生じたときには、速やかに家族や主治医などの医療機関に連絡する措置を講じます。

8、事故発生時の対応

当事業所は利用者に対する通所介護サービスの提供により事故が発生した場合、当該利用者のご家族・市町村・当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

当事業所は事故の状況及び事故に際して行った処置について記録します。

当事業所は利用者に対する通所介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

12 当事業所は介護保険・社会福祉事業者総合保険に加入しております。

13 第三者評価の実施について

直近での専門評価による第三者評価の実施ありません。

13 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けています。

○ 苦情受付窓口(担当者)

【職名】 デイサービス よつ葉

生活相談員 松島 清

○ 苦情解決責任者

【職名】 デイサービス よつ葉

管理者 松島 清

○ 受付時間 毎週金曜日 ～ 水曜日 9:00～17:00

また、苦情受付ボックスを事務所前に設置してあります。

(2) 行政機関その他苦情受付場所

群馬県国民健康保険団体連合会	苦情相談係り 電話 027-290-1323
栃木県国民健康保険団体連合会	028-643-2220
桐生市健康長寿課	0277-46-1111
みどり市介護高齢課	0277-76-0974
太田市長寿あんしん課	0276-47-1856
足利市元気高齢課	0284-20-2136
伊勢崎市高齢政策課	0270-27-2752

12、利用 注意事項

にあたっての留

- 施設内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。
- 施設内での喫煙はご遠慮下さい。
- サービス利用時間中の外出は認められておりませんのでご了承ください。
- 他のご利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- 所持金等は自己の責任により管理してください。
- また、多額の金品の持ち込みはご遠慮ください。
- ご利用者間での金品の貸し借り、授受はトラブルになりますのでご遠慮ください。
- 施設内での宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
- 欠席される場合は当日の朝8:30までにご連絡ください。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し交付します、契約者、事業者が記名捺印のうえ、

各 1 通を保有するものとします。

私は、本書面に基づいて事業者から説明を受け、重要事項の内容に同意し、交付を受けました。

令和 年 月 日

〔契約者〕

住所

氏名

私は、契約者が事業者からの説明を受け、重要事項の内容に同意し、交付受けましたことを確認し、契約者に代わって署名を代行いたします。

〔家族・代理人〕

住所

氏名

続柄

本書面に基づき重要事項の説明を行いました

〔事業所〕

事業所名 デイサービス よつ葉

管理者 松島 清

住所 群馬県桐生市本町三丁目 2 番 32 号

電話 0277-46-7888

説明者 松島 清 印

事業者 株式会社 マツシマ キヨシ

代表取締役 松島 清

住所 群馬県桐生市本町 3 丁目 2 番 32 号

電話 0277-46-7888